

鳴門市職員措置請求書様式(地方自治法施行規則第13条関係)

## 鳴門市職員措置請求書

### (記載要領)

鳴門市長(委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨

- (1) 誰が、いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、又は行うことを予測されるのか。  
(※怠る事実は、行うことを予測される場合は対象外)
- (2) その「財務会計上の行為又は怠る事実」は、どのような理由で違法又は不当なのか。
- (3) その結果、鳴門市にどのような損害が生じているのか、又は生じることが予測されるのか。
- (4) 上記(1)(2)で特定した違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」について、どのような措置を請求するのか。
- (5) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由。

について記載してください。

#### 2 請求者

住 所 鳴門市  
氏 名 (※自署)

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

鳴門市監査委員 あて

備考 氏名は自署(視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

注) 施行規則の様式は縦書きですが、横書きにしています。